

筑波大学附属病院利益相反委員会要項

平成22年 3月 8日

附属病院長決定

改正 平成24年 3月12日

平成25年 4月 1日

平成26年 4月 1日

平成26年12月22日

(趣旨)

- 1 この要項は、筑波大学附属病院における臨床研究に係る利益相反マネジメント実施ガイドライン（平成22年2月15日制定）第11項の規定に基づき、利益相反委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

- 2 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。
 - (1) 研究を担当する副病院長
 - (2) 臨床医学を専門とする大学教員のうちから医学医療系長が推薦する者 3人
 - (3) 医学（臨床医学を除く。）を専門とする大学教員のうちから医学医療系長が推薦する者 若干人
 - (4) 薬剤部長
 - (5) 看護部長
 - (6) 人文・社会科学を専門とする大学教員のうちから、附属病院長が関係する教育研究組織の長の意見を聴いて委嘱する者 1人
 - (7) 利益相反の関する識見を有する学外の学識経験者のうちから附属病院長が委嘱する者 2人
- 3 前項第4号及び第5号の委員にあつては、あらかじめ附属病院長の承認を得て、当該委員の指名する職員を代理人として指名することができる。ただし、代理人の指定は、あらかじめ病院長の承認を要する。

(委員長等)

- 4 委員会に委員長を置き、第2項第1号の委員をもって充てる。
- 5 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(任期)

- 6 第2項第3号、第6号及び第7号の委員の任期は、2年とする。ただし、任期の終期は、委員となる日の属する年度の翌年度の末日とする。
- 7 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 8 前2項の委員は、再任されることができる。

(議事)

- 9 委員会は、委員の過半数が出席し、かつ、原則として、第2項第7号の委員1人以上が出席しなければ議事を開くことができない。
- 10 委員会の議事は、出席した委員（次項の委員を除く。）の3分の2以上の賛成をもって決するものとする。
- 11 委員が研究実施者である場合は、審議に加わらないものとする。
- 12 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(判定結果報告)

- 13 委員会は、利益相反状態の有無を判定するものとし、有の場合はその内容及び意見を「臨床研究に係る利益相反の意見書」として該当する倫理審査委員会及び病院長に報告するものとする。なお、無の場合についても報告することとする。

(事務)

- 14 委員会に関する事務は、病院総務部総務課において処理する。

(雑則)

- 15 この要項に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は別に定める。

附 記

この要項は、平成22年4月1日から実施する。

附 記

この要項は、平成24年4月1日から実施する。

附 記

この要項は、平成25年4月1日から実施する。

附 記

この要項は、平成26年4月1日から実施する。

附 記

この要項は、平成26年12月10日から実施する。